千葉センター 生活支援サービスにおける感染症への対策について

新型コロナウィルスが5類感染症となったことを受けまして、これまでの感染防止ガイドラインは廃止いたします。しかし、新型コロナウィルスに限らず感染症全般に対して、今後も注意が必要な状況が続いています。

そこで改めて、生活支援サービス事業における感染症対策に関する考え方と、対策を お伝えいたします。

◆ "住み慣れた地域でその人らしく安心して住み続づける"ことを支えるために、 利用者とケア者・コーディネーター双方にとっての心身の安全を考慮して、事業を継続 します。

≪ケア実施中の対応について≫

- ① ケア開始時の手洗いは継続します。
- ② マスクの着用、手指のアルコール消毒については利用者、ケア者とも個人の判断としますが、利用者がマスク着用や消毒を求めたときには可能なかぎり対応いたします。
- ③ 訪問時には、適宜、換気をするよう心がけます。

《コーディネーター・ケア者について》

- ① 栄養と休養、睡眠を十分にとり、体調管理に努めます。
- ② ケア者の感染、ケア実施日に発熱や感染が疑われるような体調不良がある場合は、ケアに入りません。ケアの代替などについて、ご相談させてください。
- ③ ケア者本人または同居家族が感染した場合の自宅待機期間については、厚生労働省の推奨期間(発症日を0日として5日間待機)に準じて判断します。

《利用者さまへのお願い》

- ① ご本人に発熱等の症状がある場合は事前にコーディネーター(実川)へご連絡下さい。ケアをお断りすることがあります。
- ② また、再び感染拡大が懸念される状況となった場合、訪問回数の低減などの相談をさせていただく場合もあります。

以上、ご理解とご協力をお願いいたします。